

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（住宅課）

一

規 則

○公印の廃止

（私学文書課）

五

○公印の新調

（同）

八

○公印の改刻

（同）

一〇

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）

（共同参画社会推進課）

一〇

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（同）

一一

○救急医療機関の認定

（医療整備課）

一一

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

一一

正 誤

○宮城県公報第二〇五四号中

一一

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下

「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（計画の認定の申請）

第一条 省令第二条第一項の表に掲げる図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定める縮尺によるものとする。

一 配置図 百分の一から千分の一まで

二 各階平面図 五十十分の一から四百分の一まで

三 二面以上の立面図 五十十分の一から四百分の一まで

四 断面図又は矩形図 五十十分の一から二百分の一まで

五 基礎伏図 五十十分の一から四百分の一まで

六 各階床伏図 五十十分の一から四百分の一まで

七 小屋伏図 五十十分の一から四百分の一まで

八 各部詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第二条の添付図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

（認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請）

第三条 省令第八条の添付図書には、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

（譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請）

第四条 省令第十一条第一項の申請書には、譲受人が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。

（認定の申請等の取下げの届出）

第五条 法第五条第一項から第三項まで、法第八条第一項及び法第九条第一項の規定による認定の申請をした者が認定を受ける前にその認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届様式第一号（によりその旨を知事に届け出なければならない。）

2 法第十条の規定による承認の申請をした者が承認を受ける前にその承認の申請を取り下げようとするときは、承認申請取下げ届（様式第二号）（によりその旨を知事に届け出なければならない。）

（計画の認定後の報告）

第六条 認定計画実施者は、住宅の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第三号）に、認定長期優良住宅建築等計画に基づき当該住宅の建築が行われたことについて確認した内容の書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

2 認定計画実施者は、知事が法第十二条の規定による報告を求めた場合（前項に規定する場合を除く。）は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況報告書（様式第四号）により知事に報告しなければならない。

（住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出）

第七条 認定計画実施者は、法第十四条第一項第一号の規定による取りやめる旨の申出をする場合、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第五号）に当該認定長期優良住宅建築等計画に係る認定の通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

様式第一号（第五条関係）

認定申請取下げ届

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	印
下記の（変更）認定申請書を取り下げたいので、届け出ます。	
（変更）認定申請年月日	年 月 日
建築しようとする住宅の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	
受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係 員 印	

（注意）
1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合）においては、押印を省略することができます。
2 欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

承認申請取下げ届

宮城県知事 殿	年 月 日
認定計画実施者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
下記の承認申請書を取り下げたいので、届け出ます。	
承認申請年月日	年 月 日
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
取下げの理由	
備考	
受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 欄は記入しないでください。

様式第3号(第6条関係)

工事完了報告書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定計画実施者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
下記のとおり住宅の工事が完了しましたので、報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
工事完了年月日	年 月 日
認定長期優良住宅建築等計画に基づいた住宅の建築確認した建築士等	()級建築士 ()登録第 号 住所 氏名 ()級建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 名称
備考	
受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 認定長期優良住宅建築等計画に基づいた住宅の建築が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付してください。
 3 欄は記入しないでください。

様式第4号(第6条関係)

認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況報告書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定計画実施者の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 印	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により知事から報告の求めのあった認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について、下記のとおり報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
報告内容	

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 欄は記入しないでください。

様式第5号(第7条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定計画実施者の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 印	
認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、下記のとおり申し出ます。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る住宅の位置	
取りやめる理由	
備考	

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意)
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
 2 認定通知書を添付してください。
 3 欄は記入しないでください。

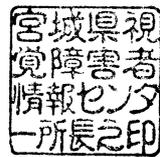
告 示

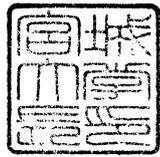
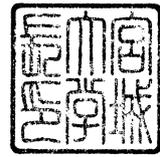
○宮城県告示第五百十八号
次のとおり公印を廃止した。
平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

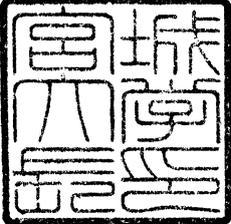
宮城県大崎 県税事務所 長之印	宮城県知事 職務代理者 印 農業短 期大学証明 用	宮城県知事 印 農業短 期大学証明 用	名称	種類	用途	印影	廃止年月日
地方機関 印	知事職務 代理者印	知事職務 印					
一般文書用	農業短期 大学証明用	農業短期 大学証明用					
							
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日					

宮城県消費 生活センター 所長之印	宮城県石巻 県税事務所 長之印	宮城県登米 県税事務所 長之印	宮城県栗原 県税事務所 長之印
地方機関 印	地方機関 印	地方機関 印	地方機関 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日

宮城県農業 実践大学校 長印 畜産 学部用	宮城県農業 実践大学校 長印 農産 学部用	宮城県農業 実践大学校 長之印	宮城県視覚 障害者情報 センター所 長之印
地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日

宮城大学長 印 食産業 学部用	宮城大学長 印 食産業 学部用	宮城大学長 印	宮城大学長 印
地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日

宮城県石巻 県事務所 長印 納税 証明用	宮城県登米 県事務所 長印 納税 証明用	宮城県栗原 県事務所 長印 納税 証明用	宮城県大崎 県事務所 長印 納税 証明用
地方機関 長印	地方機関 長印	地方機関 長印	地方機関 長印
納税証明用	納税証明用	納税証明用	納税証明用
			
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日

宮城県大崎 県事務所 現金取扱員 之印	宮城大学出 納員之印 食産業学部 用	宮城大学出 納員之印	宮城大学長 印
現金取扱 員印	出納員印	出納員印	地方機関 長印
地方機関用	地方機関用	地方機関用	卒業証書・ 学位記用
			
平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 三月三十一日

宮城大学現金取扱員之印	宮城県石巻県税事務所現金取扱員之印	宮城県登米県税事務所現金取扱員之印	宮城県栗原県税事務所現金取扱員之印
現金取扱員印	現金取扱員印	現金取扱員印	現金取扱員印
地方機関用	地方機関用	地方機関用	地方機関用
			
平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日

宮城県東部県税事務所長之印	宮城県北部県税事務所長之印	名称
地方機関印	地方機関印	種類
一般文書用	一般文書用	用途
		印影
平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日	使用開始年月日

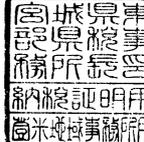
○宮城県告示第五百十九号
次のとおり公印を新調した。
平成二十一年六月二日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城大学現金取扱員之印 食産業学部用	現金取扱員印	地方機関用		平成二十一年三月三十一日
--------------------	--------	-------	---	--------------

宮城県農業 大学校長之 印	宮城県東部 県税事務所 長之印 米地域事務 所用	宮城県北部 県税事務所 長之印 原地域事務 所用	宮城県農業 大学校長之 印
地方機 関	地方機 関	地方機 関	地方機 関
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日

宮城県北部 県税事務所 長印 納税 証明用 原地域事務 所用	宮城県東部 県税事務所 長印 納税 証明用	宮城県北部 県税事務所 長印 納税 証明用	宮城県農業 大学校長印 畜産学部
地方機 関	地方機 関	地方機 関	地方機 関
納税証明用	納税証明用	納税証明用	一般文書用
			
平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日

宮城県北部 県税事務所 現金取扱員 之印	宮城県東部 県税事務所 現金取扱員 之印	宮城県北部 県税事務所 現金取扱員 之印	宮城県東部 県税事務所 長印 納税 証明用 登 米地域事務 所用
現金取扱 員 印	現金取扱 員 印	現金取扱 員 印	地方機関 長 印
地方機関用	地方機関用	地方機関用	納税証明用
			
平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日	平成二十一年 四月一日

○宮城県告示第五百二十一号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人
の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年六月二日

宮城県知事 印	名称	宮城県知事
知事 印	種類	一般横書
文書用	用途	文書用
旧	新	印影
		宮城県知事 村井嘉浩
		平成二十一年 四月一日
		使用開始年月日

○宮城県告示第五百二十号
次のとおり公印を改刻した。
平成二十一年六月二日

宮城県東部 県税事務所 現金取扱 員 印	宮城県東部 県税事務所 現金取扱 員 印	宮城県東部 県税事務所 現金取扱 員 印
地方機関用	地方機関用	地方機関用
		平成二十一年 四月一日

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ふつどばんく東北AGAIN

一 代表者の氏名 川崎 豊

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区東勝山一丁目二十五番一・一〇二号

三 定款に記載された目的 この法人は、十分に栄養価値がありながら、規格外や余剰生産、賞味期限が近い等の理由で食品が大量に廃棄されている一方で、社会には種々な理由で生活に困窮している人々がいる現状を踏まえ、食品を無償で提供してもらい、それを点検・整理し生活困窮者へ無償で届けることで、市民一人一人が安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年五月八日

○宮城県告示第五百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エコフード研究会

一 代表者の氏名 川向 和雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区岩切字青津目一番地の一

三 定款に記載された目的 この法人は、工場等で発生する食品残さ等を活用した畜産飼料（エコフード）の製造・販売や新製品の開発等を行うことにより、地域資源循環及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年五月十四日

○宮城県告示第五百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エーキューブ

一 代表者の氏名 齋藤 文江

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区館三丁目一番の一五

三 定款に記載された目的

この法人は、人と動物の絆を大切にすることを基に、双方の福祉を考えたうえで、「一般市民特に高齢者、障がい者、子ども達等に対して動物を介在する活動を行うこと」「災害時の動物救援等に対応すること」「動物愛護法に基づいた適正飼養の指導・啓発を行うこと」を通して、人と動物が幸せに暮らせる地域社会を構築することにより社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年五月十四日

○宮城県告示第五百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七二番地	平成二十一年五月十五日	平成二十四年五月十四日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 七ヶ浜町吉田浜字細田十四番三の一部、二一〇番九十七、二二一番百四十一の一部、同字小浜九番七、九番二十六、九番四十七、九番四十八及び九番四十九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩釜市中の島三番十号 株式会社マルハラホーム

正 誤

○宮城県公報第二〇五四号（平成二十一年四月二十八日付け）中

四 ページ

下 段

三 行

寺崎はねこ踊り保存会

正

寺崎のはねこ踊り保存会

誤